

令和6年度 子育てのための施設等利用給付認定現況届 Q & A

Q	ご質問	回答
Q.1	「保育を必要とする理由を確認するための書類」を、期限までに準備することができません。	「保育を必要とする理由を確認するための書類」は認定を継続できるかどうか判断するために欠かせない書類です。揃っていない場合、現況届を受け付けることができません。必要な添付書類の確認と準備は、時間に余裕を持って行ってください。
Q.2	「保育を必要とする理由」が変わったため、令和6年6月中に市役所で書類を提出して手続きしました。もう一度、「保育を必要とする理由を確認するための書類」を準備しなければいけませんか。	基本的には準備していただくこととなりますが、すでに市に提出した書類で、 令和6年6月1日以降に発行 された書類であれば、コピーのご提出でもかまいません。そのため、6月の変更のお手続きの際に提出した書類が6月1日以降に発行されたものであれば、コピーの添付でも受け付けてきます。コピーをお持ちでない場合は、お手数ですが、身分証明書をご準備のうえ、前回のお手続きで書類を提出された窓口で、コピーの発行についてご相談ください。なお、「育児休業・育児休暇に係る利用継続申立書」は、すでに市に提出している場合、現況届のために再度ご準備いただく必要はありません。
Q.3	令和6年6月に新2号認定の認定を申請したばかりですが、現況届を提出する必要がありますか。	令和6年6月30日までに認定が開始している方は、現況届の提出が必要です。お手数ですが、最新の「保育を必要とする理由を確認するための書類」を添付の上、ご提出ください。なお、「育児休業・育児休暇に係る利用継続申立書」は、すでに市に提出している場合、現況届のために再度ご準備いただく必要はありません。
Q.4	令和6年10月又は11月から「保育を必要とする理由」が変わる予定です。現況届に10月、又は11月からの「保育を必要とする理由を確認するための書類」を添付すれば、他の手続きは必要ないですか。	現況届の添付書類で「保育を必要とする理由」の変更はできません。別途、認定変更のお手続きが必要です。現況届に令和6年10月又は11月からの①「保育を必要とする理由を確認するための書類」を添付し、併せて②「認定変更申請書」を窓口または、郵送にてご提出いただければ、9月1日時点の書類の添付は必要ありません。なお、「認定変更申請書」は宮崎市のホームページにもございます。本用紙2ページの右上QRコードよりご確認のうえ、ダウンロードしてご利用ください。
Q.5	令和6年10月又は11月から「保育を必要とする理由」が変わる予定です。現況届には令和6年9月1日時点の書類を添付しなければいけませんか。1~2ヶ月だけの理由ですが。	「保育を必要とする理由」が変わる場合、変更のお手続きが必要です。令和6年9月中に、現況届に令和6年10月又は11月からの①「保育を必要とする理由を確認するための書類」を添付し、併せて②「認定変更申請書」を窓口または、郵送にてご提出いただければ、9月1日時点の書類の添付は必要ありません。なお、「認定変更申請書」は宮崎市のホームページにもございます。本用紙2ページの右上QRコードよりご確認のうえ、ダウンロードしてご利用ください。
Q.6	9月又は10月末で仕事を辞める予定です。どうしたらいいですか。	お仕事を退職後、新しいお仕事を探される場合は、「誓約書」をご記入の上、市窓口へ直接ご提出ください。退職日から数えて90日目の属する月の月末まで、無償化の対象となります。(※「誓約書」の内容は必ず事前にお読みください) お仕事を退職される理由が、体調不良によるもので、子どもの保育も難しい状態である場合は、「申立書」と「子どもの保育が難しい状態であることが明記された、医師の診断書」を市窓口へ直接ご提出ください。 お仕事を退職後、いわゆる専業主婦(夫)となられる場合は、認定を継続することができませんので、「取下げ届」をご提出ください。
Q.7	現在子どもの保険証を作っているところで、手元にありません。保険証がそろわないと現況届を提出することはできませんか。	健康保険証の写しに限っては、後日でのご提出が可能です。保険証以外の書類を期限までに提出いただき、保険証は準備が整い次第ご提出ください。
Q.8	現況届を提出しに行く時間がないので、利用している施設にあずけてもいいですか。	新1号・新2号・新3号認定の現況届について、各施設での書類のお預かりは行っていません。ご案内に同封した返信用封筒を使って郵送してください。
Q.9	複数の施設を利用しているのですが、「利用施設」の欄にはどの施設を記入すればいいですか。	主に利用されている施設をご記入ください。複数ご記入いただいてもかまいません。
Q.10	父(母)とは、離婚を前提に別居しており、父(母)の「保育を必要とする理由を確認するための書類」を準備することができません。	父(母)の「保育を必要とする理由を確認するための書類」のかわりの書類として、「離婚調停」または「離婚協議」中であることを示す書類をご提出いただければ、父(母)の「保育を必要とする理由を確認するための書類」がなくても大丈夫です。 「離婚調停」または「離婚協議」中であることを示す書類 →(1)裁判所が発行した「離婚調停中」であることが分かる書類の写し (2)弁護士が発行した「離婚協議中」であることが分かる書類の写しのうち、いずれか1つ
Q.11	父(母)子世帯なので、父(母)の「保育を必要とする理由を確認するための書類」のみ添付すればよいですか。	ひとり親世帯の場合、「保育を必要とする理由を確認するための書類」は父(母)のみのご提出でかまいません。ただし、加えて「ひとり親世帯であることを示す書類」のご提出も必要です。 ●「ひとり親世帯であることを示す書類」 次の3つのうちいずれか一つをご準備ください。 (1)戸籍謄本(離婚日等ひとり親世帯であることがわかる記載があるもの) (2)児童扶養手当証書の写し(有効期限内のもの) (3)ひとり親家庭等医療費支給資格者証の写し(有効期限内のもの)
Q.12	同居人がいるのですが、同居人の「保育を必要とする理由を確認するための書類」も提出が必要ですか。	同居人の方との関係が、「事実婚」または「同居人は子どもの実父(母)」の場合は、その方の「保育を必要とする理由を確認するための書類」が必要です。それ以外の場合は、同居人の方の「保育を必要とする理由を確認するための書類」は必要ありませんが、「ひとり親世帯であることを示す書類」の添付が必要になります。
Q.13	現況届が提出できなかった場合、11月30日で認定が取り消されるとのことですが、認定が取り消されたら、施設を利用することもできなくなるのですか。	認定が取り消しになっても、これまでどおり、施設の利用は可能です。ただし、無償化の対象ではなくなるため、認可外保育施設等の利用料や預かり保育の利用料は 全額自己負担 になります。
Q.14	職場から就労証明書を書いてもらいましたが、月合計時間が60時間未満と記載されてしまいました。	「保育を必要とする理由」が「就労」の場合、月合計時間は60時間以上でなければいけません。60時間未満と記載されてしまった内容が実際と異なるのであれば、職場での修正が必要です。60時間未満が正しいのであれば、認定を継続できませんので、「取下げ」の手続きをしてください。
Q.15	祖父母と同居していますが、祖父母の「保育を必要とする理由を確認するための書類」も提出が必要ですか。	祖父母の「保育を必要とする理由を確認するための書類」は必要ありません。
Q.16	代表保護者の欄に記入されている保護者を父(母)から母(父)に変更したいのですが。	代表保護者の変更のお手続きが必要です。窓口、または郵送にて「認定変更申請書」をご提出ください。なお、「認定変更申請書」は宮崎市のホームページにもございます。本用紙2ページの右上QRコードよりご確認のうえ、ダウンロードしてご利用ください。
Q.17	現況届を提出後、認定が継続されるかどうかの結果の通知はいつ来ますか。	基本的に、提出いただいた現況届に関する受理の通知はありません。ただし、次の場合には通知があります。 (1)現況届で提出した書類の内容等により、認定期間が変更になった場合 →新しい認定期間を記した「支給認定証」 (2)期限までに現況届の提出が確認できなかった、書類が揃わなかった場合→「認定取消通知書」